

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税の賦課 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、軽自動車税の賦課における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動 2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行申請 2. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書発行 ④減免申請受付・決定 1. 減免申請受付 2. 減免決定通知書発行
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 車両情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項(番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条) 番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 総務部 課税課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている

スクへの対策は十分か	[]	2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] 十分である []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報検索又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会時には複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であると考えられる。	
9. 監査		

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っていない	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である	[<input type="checkbox"/>] 課題が残されている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報検索又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会時には複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分であるとえられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	特定個人情報の開示(訂正)の申請手続の取扱い	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更には当たらない。
平成27年9月30日	特定個人情報の開示(訂正)の取扱いに関する取扱いの通知	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	連絡先住所の変更によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年11月18日	個人情報の利用(許可)上の取扱い		別表第1の1の注(省庁)で定める事項を定める命令第16条、番号法第9条第2項に基づき(省庁)	事後	注(省庁)の取扱いによるもので重要な変更には当たらない。
平成27年11月18日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の取扱い		別表第2の注(省庁)で定める事項を定める命令第20条	事後	注(省庁)の取扱いによるもので重要な変更には当たらない。
平成28年4月1日	評価実施機関における担当担当者	課税課長 多田 宏	課税課長 塚本 浩幸	事後	所属の変更によるもので重要な変更には当たらない。
平成28年4月1日	評価実施機関における担当担当者	課税課長 塚本 浩幸	課税課長 羽成 信明	事後	所属の変更によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年4月1日	評価実施機関における担当担当者	課税課長 羽成 信明	課税課長	事後	名称の変更によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年9月30日	IV / リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年9月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の取扱い	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法令改正によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年12月1日	IV / リスク対策 個人情報を含む		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年12月1日	個人情報の利用(許可)上の取扱い	別表第1の1(注(番号法別表第1の注(省庁)で定める事項を定める命令(第16条))	別表2の注(番号法別表の注(省庁)で定める事項を定める命令(第16条))	事後	法令改正によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年12月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の取扱い	番号法第19条第8号 別表第2の27の項(番号法別表第2の注(省庁)で定める事項を定める命令(第20条、第2条、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号))	番号法第19条第8号(番号法第19条第8号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第4号の項)	事後	法令改正によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年12月1日	対象人数 いつ時点	令和3年2月15日	令和7年4月1日	事後	届出内容の変更によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年12月1日	取扱者数 いつ時点	令和3年2月15日	令和7年4月1日	事後	届出内容の変更によるもので重要な変更には当たらない。
令和1年12月1日	IV / リスク対策 11歳未満児童が関与する取扱い		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	